

三重労働局発表
平成23年 8月 2日

担	三重労働局 雇用均等室長 和田 秀美 機会均等指導官 矢田 有
当	電話 059-226-2318

「次世代法に基づく認定」を (株) 第三銀行 (松阪市)

(財) 食品分析開発センターSUNATEC (サナテック) (四日市市)

の2社が取得しました!

【認定企業について】

○三重労働局(局長:藤井礼一)では、**次世代育成支援対策推進法**(以下、「次世代法」という。)に基づき、**(株) 第三銀行**と**(財) 食品分析開発センターSUNATEC (サナテック)**を「**子育てサポート企業**」として認定した。

(株)第三銀行は、平成20年(2008年)に続き2回目の認定取得である。また、(財)食品分析開発センターSUNATECは、100人以下規模の事業主として県内初めての取得となった。

○2社の取組内容は、添付資料①のとおり。現在の県内の認定企業は9社、認定件数は11件となった(認定企業一覧は添付資料②)。

【次世代法について】

○次世代法に基づき、事業主が「**一般事業主行動計画**」(以下、「**行動計画**」という。)を策定し、その行動計画の目標を達成するなど一定の基準を満たした場合は、「**子育てサポート企業**」として厚生労働大臣(都道府県労働局長へ委任)の認定を受けることができる。

○認定は、行動計画に定めた目標を達成するなど認定基準を満たせば取得できる。また、認定企業は、「**次世代認定マーク(くるみん)**」を求人票や自社の商品、広告などに表示し、仕事と家庭の両立支援企業として対外的にアピールすることができる。



次世代認定マーク(くるみん)

【三重県の届出状況】(添付資料③)

平成23年7月末日時点での三重県の行動計画策定、届出事業主数は、741社(うち常時雇用する労働者数301人以上事業主は158社(規模別届出率99.4%)、101人以上300人以下事業主は364社(96.6%))である。

当局では、引き続き認定制度について周知し、行動計画策定企業が認定取得を目指して行動計画を実施するよう啓発していく。

<添付資料>

- ① (株)第三銀行、(財)食品分析開発センターSUNATECの取組内容
- ② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業名一覧
- ③ 県内の一般事業主行動計画策定届出等状況(平成23年7月末日時点)(省略)
- ④ 参考資料 「一般事業主行動計画を策定し、くるみんマークを目指しましょう!!」
「子育てサポート企業に対する税制優遇制度が創設されました」



株式会社第三銀行

2008年に続き、2回目の認定取得

(行動計画の取組内容)

- 育児休暇期間が5日間を超えない場合は、有給とする制度を導入した。
- 女性の職域拡大に関するオフサイトミーティングを県内4地区で開催した(ポジティブ・アクションの取組)。
- 地域の高校、中学校等で、金融経済教育を実施した。

(その他の取組)

- ◇ 所定外労働削減のため、「定時退行時計」を配布し定時退行を進めている。
- ◇ ワークライフバランス休暇を制定し、年次有給休暇の取得促進を図っている。



財団法人食品分析開発センターSUNATEC

従業員100人以下規模事業者では県内初

(行動計画の取組内容)

- 計画期間内に男性職員の育児休業取得者1人以上を目指し、取得者が出た。
- 産休中・育児休業中及び復職後の職員が利用できる相談窓口を設置した。
- 所定外労働削減のため、ノー残業デーを全ての部署で設定し実施した。

(その他の取組)

- ◇ 年次有給休暇の取得促進のため、有給取得予定表を用いて計画的な取得を促している。

次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業名一覧

三重労働局管内
平成23年 7月20日現在

	企業名	所在地 (市町村のみ)	認定年
1	株式会社三重銀行	四日市市	2007年
2	マックスバリュ中部株式会社	松阪市	2007年
3	株式会社第三銀行	松阪市	2008年
4	株式会社百五銀行	津市	2008年
5	パナソニック電エインテリア照明株式会社	伊賀市	2009年
6	医療法人社団寺田病院	名張市	2009年
7	太陽化学株式会社	四日市市	2010年
8	河村産業株式会社	四日市市	2010年
9	株式会社百五銀行（4と同じ。2回目の認定）	津市	2011年
10	株式会社第三銀行（3と同じ。2回目の認定）	松阪市	2011年
11	財団法人食品分析開発センターSUNATEC（サテック）	四日市市	2011年

県内の一般事業主行動計画策定届出等状況(平成23年7月末現在)

三重労働局雇用均等室

1 策定届の提出数

次世代育成支援対策推進法(以下、「法」という。)に基づき、一般事業主行動計画策定届(様式第一号)を当局に提出している事業主は741社。うち、法で提出が義務付けられている常時雇用する労働者が101人以上の事業主(※1)は522社。

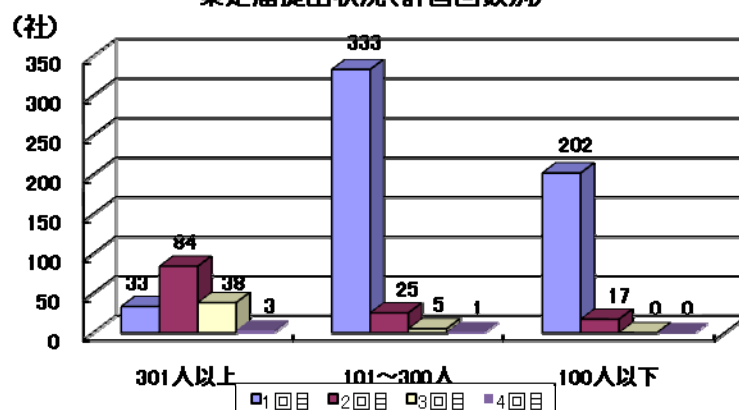
また、一般事業主行動計画は、平成17年4月から平成27年3月までの10年間に複数回策定することが望ましいとされているが、計画回数別に見ると、101～300人の事業主の約9割は1回目であり、また、301人以上の事業主の約8割は、2回以上計画を策定している。

計画期間別では、「2年以上3年未満」が最も多く、次いで「3年～4年未満」、「4年～5年未満」と続く。

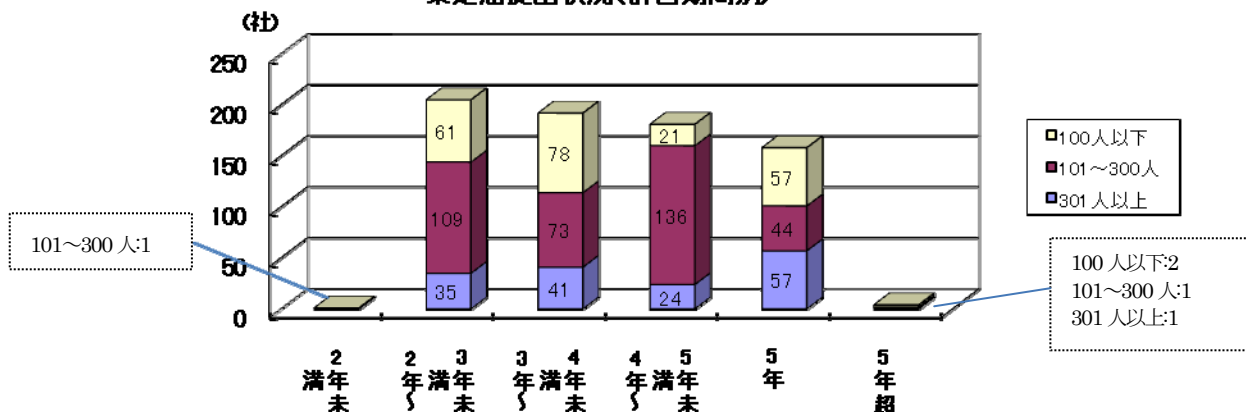
※1…平成23年4月から、行動計画の策定・届出、公表・周知の義務対象企業が、労働者301人以上から、101人以上へ拡大された。

	301人以上	101人以上 300人以下	100人以下	総計
企業数(社)	159	377		
行動計画 届出企業数(社)	158 [21.3%]	364 [49.1%]	219 [29.6%]	741 [100.0%]
届出率	99.4%	96.6%		

策定届提出状況(計画回数別)

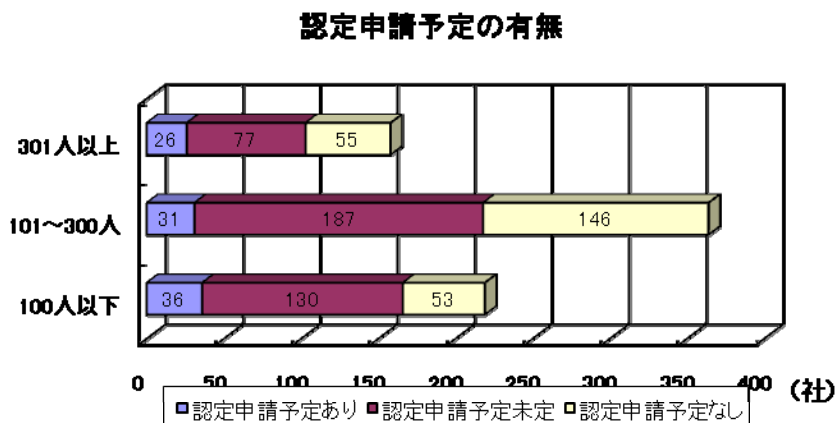


策定届提出状況(計画期間別)



2 認定申請についての企業の方針

策定届の提出時点で法に基づく「認定」の申請予定があるとしている事業主は93社(12.6%)である。



3 目標とされている事項

一般事業主行動計画の目標に掲げられた事項で、最も多いのは「育児・介護休業法や労働基準法等に基づく諸制度の周知」で、次いで「所定外労働の削減のための措置」、「育児休業の取得・職場復帰しやすい環境整備のための措置」と続く。

